

# 改正火災予防条例

## 十月一日から施行

六月の定例市議会で議決をみた、日光市火災予防条例の改正条例が、一部を除き、十月一日から施行されます。

日光市火災予防条例の改正は最近の生活様式の変化や新しい器具の登場と、各種の火災事故の状況にあわせ、関係消防法令が改正されたこともあって、本市条例も全面的な改正を行ったものです。

改正条例は、内容によって適用期日なども違い、その全部をここでは説明できませんが、全般に、これまでの防災義務を強化すると共に、新しい基準が設けられています。

内容のおもな事項をみると、次のようなものがあります。

- 〔一般家庭に対するもの〕
- ① 枯れ草などを放置した空地の所有者は、これらの除去が義務づけられました。
- ② 石油・ガソリン・重油などの危険物は、指定数量の五分の一以下には無かった貯蔵取り扱い基準が、新に定められました。
- ③ 移動式石油ストーブなどは昭和五十二年九月三十日までに

全て自動消火装置のあるものに切り変えなければならなくなりました。

### 〔事業所などに対するもの〕

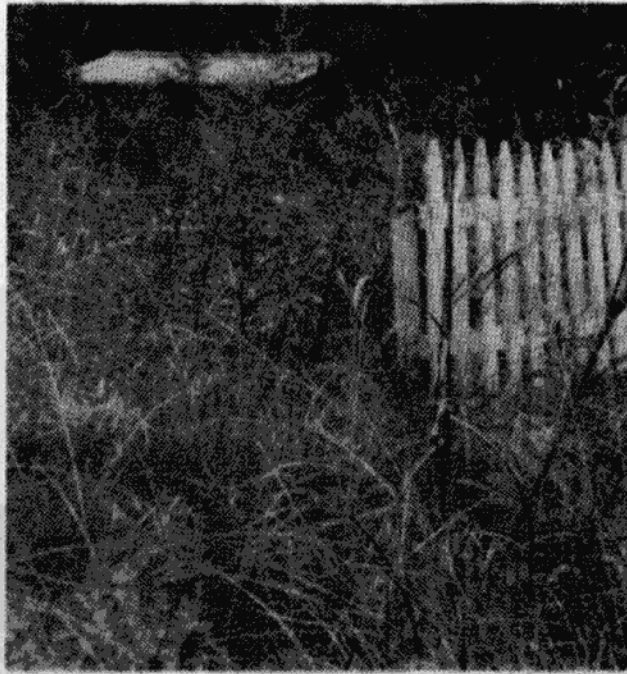
① 火を使用する設備の安全強化。例えば、燃料タンクの板厚の整備、指定数量以下のボイラーの技術上基準の強化、給湯・湯沸かし設備基準の強化などが図られました。

② 火の使用に関する制限の強化。例えば、溶接作業を行う場合の火気制限、劇場などに危険物の持ち込み禁止と、その旨の表示義務など。

③ 指定数量未満の危険物の貯蔵と、取り扱いの強化。例えば

### 空地の枯れ草は刈り取る義務が

空地の所有者は、枯れ草を刈り取る義務が課せられました。



貯蔵や取り扱いの場合の空地の合理化、室内の場合の内装制限移動タンクの基準の新設などです。

## お楽しみください 十九日に長寿会

市福祉事務所では、市内の七十歳以上のお年寄りをお招きして、毎年「長寿会」を催していますが、今年も、次のとおり開催いたします。

浪曲や演芸なども、盛りだくさんにお楽しみいただき、日頃なかなかお逢いできない仲間と

### 心配ごと相談所 高齢者職業

- 7日 小来川支所
- 14日 清滝公民館
- 21日 稲荷町公民館 (人権行政合同相談)

※時間は午前10時から午後3時

### 一般の参加もどうぞ

#### 第4回

## 日光市社会福祉大会

社会福祉の向上を目指して、毎年開いている大会で、今年で

## 9月15日は「敬老の日」です



敬老は何をせずともこれが最高

四回目です。一般の方々も、ぜひ参加してください。

○とき 九月二十七日(木)

○ところ 日光市総合会館

○催し

式典 午前十時から。

講演 午前十一時十分から

「老人の生きがいと地域

社会の対応について」

都立老人総合研究所社会

福祉室長 前田大作先生

○参加申込 九月二十日までに

市福祉事務所へ。

### 表彰

栃木県河川愛護連合会長表彰  
日光市河川愛護会石屋町支部  
(奥村庄一郎支部長)

きれいな川は郷土の誇りです



## 『河川愛護月間』

＜日光市河川愛護会＞